

平成26年9月定例会

文教厚生委員会説明資料
(その2)

病 院 局

目 次

I 提出予定案件	1
1 病院事業会計	1
(1) 平成25年度徳島県病院事業会計決算の認定について	1
(2) 平成25年度決算に係る資金不足比率の報告について	2

I 提出予定案件

1 病院事業会計

(1) 平成25年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成25年度徳島県病院事業会計の決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

(2) 平成25年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県病院事業会計	— %

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳監第2023号
平成26年9月5日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県監査委員
徳同
同同
同同

川村 廣 道
稲田 米 昭
原 孝 仁
南 恒 生
有 益 生
持 益 生

平成25年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づいて審査に付された健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づいて審査に付された資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

知事から提出された平成25年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の手続

審査にあたっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、比率が適正に算定されているか、主眼とすると、決算審査及び現金出納の精査の結果も、員考に入

第 3 審査の意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いれども適正な継続の経営健全化に努められたい。

会 計 名	平成25年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	20 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。